

新潟県条例第37号

新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		改正後		改正前	
別表（第2条関係）		行政財産使用料の基準		行政財産使用料の基準	
区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	単位	使用料（単位 円）
土地	(略)				
	電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 以外の もの	(略)			
	水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する もの	外径が 0.15メ ートル未 満のもの	110	(略)	98
		外径が 0.15メ ートル以 上	140	新潟 市部	130
		0.2メ ートル未 満のもの	290	新潟 市以 外の市 部	260
		外径が 0.2メ ートル以 上	100		90
		0.4メ ートル未 満のもの	720		650
		外径が 0.4メ ートル以 上	250		220
		1メー ートル未 満のもの	320		290
			47	町 村 部	43
			38		34
			51		45

